

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年11月14日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第67号

京都市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

京都市市営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第3 2平成17年度の項を次のように改める。

平成17年度	69.68平方メートル	27,500
平成18年度	69.00平方メートル	27,300

附 則

この規則は、平成18年12月1日から施行する。

(都市計画局住宅室住宅政策課)